

## 第 22 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議議事録

1 開催日時 令和 3 年 4 月 24 日（土） 午後 4 時 00 分～午後 4 時 40 分

2 開催場所 浦安市役所 災害対策本部室

### 3 出席者

本部長：市長

副本部長：両副市長

本部長：危機管理監、消防長代理、教育長、総務部長、企画部長、財務部長、  
市民経済部長、福祉部長、健康こども部長、環境部長、都市政策部長、都市整備部長、  
教育総務部長代理、生涯学習部長、会計管理者、議会事務局長、監査委員事務局長、  
選挙管理委員会事務局長

(事務局)

健康こども部、総務部

### 4 議 題

- (1) 法に基づく会議の位置付けについて
- (2) 状況報告
- (3) まん延防止等重点措置を講ずるべき区域について
- (4) 千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議について
- (5) その他

### 5 議題の概要

- (1) 緊急事態宣言の発出に伴い、対策本部の位置付けを変更した。
- (2) 市内の感染者の状況報告を行った。
- (3) 区域を拡充することについて対策の影響が出ないよう、県内への訪問自粛、人流抑制、飲食店への対策、一都三県の連絡調整、事業所への対策、路上駐車・公園等での飲酒に対するパトロールの 6 項目を県へ要望した。
- (4) 千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議での決定事項を共有し、千葉県の協力要請に伴う市の対応について決定した。
- (5) 新型コロナウイルスワクチンについての進捗と飲食店の見回り調査の結果について共有した。

## 6 会議経過

### (1) 法に基づく会議の位置付けについて

本部長：緊急事態宣言発出により、新型コロナウイルスに関わる対策本部を、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部へ移行する。

### (2) 状況報告

本部員：浦安市の本日の感染者数は12人、7日間での10万人あたりの感染者数は30.0人。昨日時点になるが、東京都での7日間での10万人あたりの感染者数は35.1人、千葉県は14.5人である。

本部長：変異株が増えている様相があり、浦安も傾向として変異株の増加は容易に想像できる。予断を許さない状況は続くと考えられる。

### (3) まん延防止等重点措置を講ずるべき区域について

本部員：まん延防止等重点措置に関する要望について、4月22日付けで埼玉県・千葉県・神奈川県知事が連名で内閣総理大臣へ提出した。当市としては、区域拡充することについて対策の影響が出ないように次の6項目を要望した。①都知事に対し、大型連休に向けて県内への訪問自粛徹底の要請すること、②県において、まん延防止等重点措置に対する実効性のある施策、特に都からの人流を抑制する対策を講じること、③都における緊急事態宣言期間終了までの間、飲食店等の見回り、啓発、要請等を徹底し解除後も安心して利用できる対策を実施すること、④一都三県での連絡調整、⑤事業活動の縮小を余儀なくされた事業所に対し協力金を支給できるよう確実な財政支援を講じること、飲食店における酒類の提供禁止などの措置がなされた場合、今後取引業者等へのさらなる支援策を講じること、⑥都の緊急事態宣言に伴い路上駐車等の取り締まりを徹底すること、海岸・河川周辺の民間駐車場についても閉鎖の要請等の対策を講じること、海岸・河川及び公園等での飲酒に対するパトロールを実施すること、以上。

### (4) 千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議について

本部長：千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議の決定事項について報告を。

本部長：4月24日付けで、千葉県より各市町村へ新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、4月28日から5月11日の期間で、措置区域を拡大し協力要請があった。措置区域は、市川市、浦安市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、船橋市、柏市、野田市、松戸市、流山市、我孫子市、千葉市。協力要請としては、不要不急の外出自粛の徹底や基本的な感染対策の徹底のほか、路上・公園等における集団での飲酒など感染リスクが高い行動の自粛等。措置区域の事業者への協力要請として、20時から5時の営業をしないこと、酒類の提供をしないこと、飲食を主として業としている店舗でのカラオケ設備利用の自粛、在宅勤務等の活用により出勤者数の減に努めることの要請が。施設への協力要請としては、入場整理を強化し密集回避・感染防止策の徹底。イベント主催者への協力要請としては、開催時間の制限。大規模小売店舗・商業施設への協力要請としては、大型連休中のバーゲンセール等の延期・自粛の要請がされている。交通機関では、措置区域と東京都内を結ぶ路線を持つ鉄道会社への協力要請として、平日の終電繰上げ、土日祝日における減便等が要請されている。

本部長：これらの決定を受けて、市の対策についても検討していきたい。都内の施設使用制限については、1,000㎡以上の施設は休業の対象となるようだ。そのような状況下において、当市に人が流れてくる可能性は否めない。千葉県がどこまでこの状況を把握しているか確認していないが、人流抑制の観点で、当市の方でも留意し検討していかなければいけない。

本部長：公共施設の利用は20時までの開館とする。①施設の対応について、市外から不特定の利用者が見込まれる施設については休館及び休止とし、市内施設では、三番瀬環境観察館、郷土博物館、交通公園屋内展示、屋内水泳プール、以上4施設を休館及び休止とする。公園についても人の流入を防ぐため、一部駐車場を閉鎖することとする。②イベント等の対応について、期間中のスポーツ大会は無観客で開催することを要請し、観光コンベンション協会の新浦安マルシェはゴールデンウィーク中のバーゲンセールの自粛等を受け閉鎖とした。③その他について、県にも要請しているが、クリーンセンター前の道路封鎖、公園周辺の路上駐車対策、公園パトロール、三番瀬パトロール強化、以上4点の対応を考えている。

本部長：各部補足があれば。

本部長：三番瀬のパトロールの件について報告する。現地には、20日に立ち入り禁止を呼びかける横断幕2枚と立て看板65枚を設置してある。

本部長：パトロールはいつからか。

本部長：公園は 25 日から。三番瀬のパトロール強化は 26 日から。

本部長：明日可能であれば三番瀬まで状況確認をお願いしたいが、よろしいか。

本部長：そちらも回ることにする。

本部長：火葬場の入り口にも最近他県ナンバーを見かけるが。

本部長：カラーコーンで対策を取っている。必要時通報等で対応する。

本部長：ほかに。

本部長：県からの要請を受けて生涯学習施設は 28 日から閉鎖する。また、体育館等、一部大きな大会が入っており、駐車場を貸し出すが、決められた台数以上駐車できないよう、通し番号を振り駐車券を発行することで台数を管理する。

本部長：対応をよろしく願います。ほかに。

本部長：大型商業施設や駅周辺のパトロールを、4 月 24 日から 5 月 11 日までの土日と連休中、ミニパトカー 2 台と委託パトカーで実施する。

本部長：市内への人の流入と共に、市内交通状況等にも混雑が起こる可能性がある。バス遅延等も予測されることから交通機関へもできる範囲で連絡を入れておくように。

本部長：当市の対応として、三番瀬環境観察館、郷土博物館、交通公園屋内展示施設、屋内水泳プールに関して 4 月 28 日から 5 月 11 日までを休館及び休止すること。また、総合公園、高洲海浜公園、日の出北公園、交通公園、運動公園の駐車場を原則閉鎖すること。イベント等については、主催者に対して無観客での開催を要請し、新浦安駅前のマルシェもこの間は閉鎖すること。県の要請に伴って、警察と協議をした上で、クリーンセンター入口前道路を 4 月 29 日、5 月 1 日から 5 月 5 日まで交通規制を実施すること。違法駐車また流入を防ぐため、総合公園前から高洲海浜公園前の道路を中心にカラーコーンや看板を設置すること。公園利用状況や周辺の違法

駐車状況のパトロール、三番瀬の立ち入りについてパトロールを実施することをこの場で決定する。

#### (5) その他

本部員：新型コロナウイルスワクチンの関係で4点報告する。1点目、コールセンターの状況として30人体制で対応しているところである。第1回予約開始日の4月19日の対応件数は1,575件、音声ガイダンスを含めた入電件数は16,000件に至った。2点目、広報5月1日号に、5月6日から第2回予約を受け付ける旨の記事を掲載する。対象は65歳以上のすべての方とし、約6,000人分の予約を受け付ける。前回の反省から、インターネットから5,000人、電話から1,000人の受付枠を設ける。電話受付の方が全く予約できない事態がないよう対応していく。また、今回はコールセンターを増員し対応する。予約受付が終了した時点で予約終了のガイダンスも流す予定。3点目、新型コロナウイルスワクチンの第1便、1箱975回分が届いた。第2便では2箱届く予定。それ以降は、5月3日の週に3箱、その翌々週は13箱と、順次供給予定。4点目、25日より高齢者施設に対するワクチン接種を実施する。余剰が発生した場合、事前に周知している通り、施設従事者が接種することで対応する。

本部長：各部局においても通常業務で忙しいところと思われるが、応援職員の協力をお願いする。各部局で新型コロナウイルスに関する対応があった時には、健康こども部、総務部へ連絡を取り、支援策で財源が必要であれば財務部へ相談するようお願いする。

本部員：飲食店の見回り調査について、県の要請を受けて、21日から23日まで実施した。1日目においては、40件中指導件数は0件、2日目においては、51件中指導件数は5件、3日目においては、37件中指導件数は2件であった。指導項目として、席の間隔が1件、アクリル板の数の不足が4件、パーティションの間隔が2件であった。3日間の要請期間は終了したが、県は県内全飲食店を見回るとしているため、今後も協力要請があり得る。

本部長：臨機応変な対応を各部局においても職員へ徹底するようお願いする。

副本部長：県が状況を把握しているのか、県へ情報提供していくことも1つの手段と思う。

本部長：人の流入や交通状況等、気づいたことがあれば、県に限らず国、近隣各市とも情報共有しながら対策を練っていきたいと考える。

## 7 決定事項

- 緊急事態宣言の発出により、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部へ移行する。
- 施設の対応について、三番瀬環境観察館、郷土博物館、交通公園屋内展示施設、屋内水泳プールに関して4月28日から5月11日までを休館及び休止とする。また、総合公園、高洲海浜公園、日の出北公園、交通公園、運動公園の駐車場を原則閉鎖する。
- イベント等について、主催者に対して無観客での開催を要請する。
- 新浦安駅前マルシェの休止を要請する。
- クリーンセンター入口前道路で交通規制を実施する。(4月29日、5月1日から5日の6日間)
- 総合公園前から高洲海浜公園前の道路を中心にカラーコーンや看板の設置、警察による取り締まりを実施する。(4月28日から)
- 公園でコロナ感染症対策を周知するとともに、公園利用状況や周辺の違法駐車状況のパトロールを実施する。(4月25日からの土曜日・日曜日、祝日)
- 三番瀬の立ち入りについての一斉パトロールを実施する。(4月25日から)